

不祥事発生への報告と再発防止にかかるお願いについて

令和5年 3月13日

組合員・利用者 各位

十和田おいらせ農業協同組合
代表理事組合長 畠山 一男

標記の件について、当組合の元職員が事務委託契約を締結していない外部任意団体の「通帳・届出印」を預かり、貯金を払い出し、私的に流用した不祥事が発覚いたしました。

このことを踏まえ、当組合として再発防止策を策定いたしました。その取り組み事項の一つとして、JA 役職員が個人口座や事務委託契約のない組織会計の「通帳・届出印」を預からない（ただし、信用担当職員による事務手続きに沿った対応を除きます。）ことを改めて全役職員に周知したところです。

組合員・利用者の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。